

面会規程

(目的)

第1条 この規程は医療法人新生十全会京都ならびがおか病院における入院患者の面会について必要な事項を定め、精神的な安定、治療意欲や身体機能の向上、また入院患者及び院内の安全を確保することを目的とする。

(面会時間)

第2条 入院患者に面会することができる時間は14時～16時30分までとし、入院患者一名に対し面会時間は30分までとする。ただし、急を要する場合であって、当該入院患者の担当医師が相当と認めるときはこの限りではない。

(面会場所)

第3条 面会室又は入院患者の病室内とする。

(面会人数)

第4条 1 一回の面会につき3名までとする。(幼児は人数に含め、乳児は人数に含めない)
2 面会時間内であれば面会者は交代可能とする。
3 入院患者の担当医師が相当と認める時はこの限りではない。

(面会受付)

第5条 入院患者の詰所前に設置した面会届に必要な事項を記入し、職員に声を掛けてから面会を開始する。

(面会の条件)

第6条 1 面会者は不織布マスクを装着し、入室前後に手指消毒を行う。
2 面会者に発熱や感染症を疑う症状(せき、のどの痛み、体がだるい、吐き気、下痢等)がない。

(面会者の遵守事項)

第7条 1 面会者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 大声や音を出す等の行為により、他の入院患者に迷惑を及ぼさないよう努めること。
2 面会者は次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 酒気を帯びて面会すること。
(2) 面会中に喫煙すること。
(3) 入院患者・面会者共に室内で飲食をすること。
(4) 生花を持ち込むこと。
3 施設は、面会者が規定に違反、またはそのおそれがあると認めた時は直ちにその面会を中止させることができる。

(面会の制限)

- 第8条
- 1 入院患者が感染症を発症、または発症者と同室(濃厚接触者)であった場合。
 - 2 入院患者の病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
 - 3 周辺地域における新興感染症等の発生状況等により、施設が面会制限の必要性を判断した場合。

(乳幼児の面会)

- 第9条
- 1 マスク着用が可能な乳幼児に関しては通常通りの面会を可能とする。
 - 2 マスク着用が不可能な場合は下記の条件を前提に面会を可能とする。
 - (1) 面会開始時、職員に声をかける。
 - (2) 面会室又は入院患者のベッド回りのカーテンを閉め切る。
 - (4) 乳幼児が泣き出してしまった場合は直ちに退室する。

(周知方法)

- 第10条
- 本規定は以下の方法によって入院患者、家族等面会者に周知を行う
- (1) 入院時の説明
 - (2) 院内掲示
 - (3) ホームページ掲載

医療法人新生十全会 京都ならびがおか病院

この規程は令和8年6月1日より施行する